子どもが主人公であるための親子交流のルール

子ども中心に日程調整する。

① 候補日は、子どもの都合や健康状態が分かる監護親（同居している親）の方から複数日を提示していただきます。
② 月１回実施の場合は、日程を決めた後の変更または振替えはしません。
③ 次回の日程は、交流後に決めて帰るか、監護親に期限を切って候補日を提示していただきます。

誰に会うかを子どもに事前に伝える。

① 交流者は別居親に限ります。
② 交流の目的は、子どもが離れて暮らす親の存在を知り、実像を自分の目で確かめ、親子の絆を強めることです。監護親は子どもに別居親と会うことをあらかじめ伝えてください。
③ 交流する親は、子どもに無理強いしてまで「親」（お父さん・お母さん・パパ・ママなど）と呼ばせないでください。

子どもを板ばさみにしない。

① 子どもは父母両方に愛され、認められたいと思っています。
他方の親の悪口を決して言わないでください。
② 子どもにタブーをもたせたり、内緒話や事前の相談のない約束をしないでください。
③ プレゼントは、誕生日、クリスマスなどに限ります。事前に必ず支援員に相談してください。
④ 監護親の同席は、親子交流支援員が要請または認めたときに限ります。

交流を子どもが安心して楽しめる時間にする。

▪ ▪ ▪ ▪
▪ !▪
▪ ▪ ▪ ▪ ▪
″▪
!▪ ▪
″▪ 交流 こ
⑤ 交流 交流
⑥ 交流 ども
⑦

交流の継続のための父母の協力

① 時間についての約束を守ってください。
② 監護親は、交流した子どもをめるだけにして、根掘り葉掘り様子を聞かないでください。交流が良くても悪くても子どもは疲れています。
③ 父母ともに、焦らず、あきらめず、粛々と実行してください。
④ 子どもの父母の役割に徹し、元夫婦間の過去の話をしないでください。
⑤ 父母の意見調整が難しいときには、支援員の判断に従っていただきます。